

## 小樽市子育てガイドブック協働発行业者募集要領

小樽市子育てガイドブック（以下「ガイドブック」という。）を民間事業者と協働発行するに当たり、協働発行业者を次のとおり募集する。

### 1 目的

小樽市（以下「市」という。）では、子育てに関する様々な情報を集約して子育て世帯への情報提供の充実、育児負担の軽減のためガイドブックを作成し、母子手帳交付時や転入手続時の窓口等で子育て世帯等に配布しているが、複雑化している制度や子育てに関する情報を整理し、よりわかりやすい冊子を発行するため、民間事業者のノウハウを活用した協働発行业者を実施する。

また、ガイドブックに広告を有料掲載することで、市の経費削減を図り、ガイドブックに係る一切の費用は市が負担しないものとする。

### 2 事業概要

- (1) 事業名称 小樽市子育てガイドブック協働発行业者
- (2) 事業内容 別紙「小樽市子育てガイドブック協働発行业務仕様書」のとおり

### 3 スケジュール

- |                 |                         |
|-----------------|-------------------------|
| (1) 公募開始        | 令和7年9月22日（月）            |
| (2) 質問受付期限      | 令和7年10月6日（月）            |
| (3) 質問の回答       | 随時（最終回答：令和7年10月8日（水））   |
| (4) 申込・提出書類受付期限 | 令和7年10月20日（月）           |
| (5) 書類審査        | 令和7年10月22日（水）～10月28日（火） |
| (6) ヒアリング審査     | 令和7年11月上旬（予定）           |
| (7) 選定結果通知      | 令和7年11月上旬（予定）           |
| (8) 協定書の締結      | 令和7年12月上旬（予定）           |

### 4 応募資格要件

協働発行业者に応募できる者（以下「申込者」という。）は、次に掲げる要件に全て該当し、その資格が確認された者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 令和5、6、7年度小樽市物品購入等指名競争入札参加資格者名簿の「印刷」のうち「印刷製本」及び「役務（委託）」のうち「企画・調査等業務委託」の両方に登録された者のほか、「役務（委託）」のうち「その他（広告関係）」又は「その他」のうち「その他（広告関係）」に登録された者であること。
- (3) 応募書類提出時点において、市から指名停止措置を受けていないこと。
- (4) 次に掲げるものに該当しない事業者であること。

ア 会社更生法（平成14年法律第154号）に規定する更生手続の適用を申請した事業者で、同法に基づく裁判所からの更生計画認可の決定がされていない事業者。

イ 民事再生法（平成11年法律第225号）に規定する再生手続の適用を申請した事業者で、同法に基づく裁判所からの再生計画認可の決定がされていない事業者。

(5) 国税、都道府県税及び市区町村税の滞納がないこと。

(6) 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下同じ。）又は暴力団関係事業者（暴力団員が実質的に経営を支配する事業者その他同条第2号に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する事業者をいう。）に該当しない者であること。

(7) 本事業と同種又は類似する業務実績及び協働する事務を適正かつ確実に実施する事業規模を有し、かつ、経営状況及び財務状況が良好であること。

## 5 質問受付及び回答

業務等に係る質問事項がある場合は、質問書（様式第4号）に記入し、提出入力すること。なお、電話や窓口訪問による口頭での質問、質問受付期限を過ぎて提出された質問については受け付けない。

### (1) 質問受付期間

令和7年9月22日（月）から令和7年10月6日（月）の午後5時まで

### (2) 質問書の提出先・提出方法

小樽市こども未来部こども家庭課へ持参、郵送及びメールで提出すること。

### (3) 質問に対する回答

随時、事業者に個別回答するとともに、市ホームページに質問と回答を公表する。

## 6 応募方法

### (1) 応募受付期間

令和7年9月22日（月）から令和7年10月20日（月）まで（必着）

（こども未来部こども家庭課への持参での受付は、土・日曜日・祝日を除く、午前9時から午後5時まで）

### (2) 募集要領等の配布

(1) の応募受付期間中に、市ホームページ（<https://www.city.otaru.lg.jp/docs/2025091100024/>）又は小樽市こども未来部こども家庭課（ウイングベイ小樽1番街4階）で配布する。

### (3) 提出先・提出方法

(4) 提出書類を小樽市こども未来部こども家庭課に持参又は郵送で提出すること。

### (4) 提出書類

ア 小樽市子育てガイドブック協働発行事業申込書（様式第1号）

- イ 小樽市子育てガイドブック協働発行业者応募資格確認書（様式第2号）
- ウ 各種証明書の写し（発行後3か月以内のものに限る）
  - （ア）登記事項証明書（履歴事項全部証明書）
  - （イ）国税、都道府県税及び市区町村税の滞納がないことの証明書（未納の税額がないことの証明）
  - （ウ）直近2年間の決算書類（貸借対照表、損益計算書等）
- エ 企画提案書（様式第3号）
- オ 本事業と同様の事業実績の内容がわかる資料
- カ 会社概要
- (5) 企画提案書の記載事項（自由様式）
  - ア ガイドブックの構成について
  - イ 広告収入について
  - ウ 業務遂行について
  - エ 実施体制やスケジュールについて
  - オ ガイドブックの見本
    - （ア）冊子全体の台割及びデザイン見本
    - （イ）企画ページの内容
- (6) 提出部数
  - 正本1部、及び（4）エオカの副本6部
- (7) 辞退する場合
  - 応募申込書等の提出後に辞退する場合は、ヒアリング実施日の前日までに辞退届（様式7）を持参又は郵送の方法により提出すること（郵送の方法による場合は、ヒアリング実施日の前日までに到着するようにすること。）。)

## 7 事業者の決定

市長は、市が設置する小樽市子育てガイドブック協働発行业者選定委員会（以下「選定委員会」という。）による選定結果の報告を受け、この要領に定める要件に合致するか公正に判断し、協働発行业者を決定したときは、申込者全員に文書により通知し、小樽市ホームページに掲載する。なお、審査結果に関する問合せ及び異議の申立てについては受け付けない。

### (1) 協働発行业者候補者の選定

選定委員会では、申込者からの提出書類及びヒアリングに基づき総合的に審査し、最も評価が高い申込者を協働発行业者候補者として選定する。なお、選定の結果、最上位者の合計点数が同点となった場合は、選定委員会委員長の決するところによる。ただし、合計点が満点の半分に満たないときは、協働発行业者候補者とはしないものとする。

### (2) 審査日時等

令和7年11月上旬（予定）

審査時間は、1事業者につき60分以内（内容説明（プレゼンテーション）20分

以内、質疑応答（ヒアリング）４０分以内を想定）とする。

なお、詳細な日時及び場所については、後日通知する。

### （３）評価基準

審査項目及び配点は次のとおりとする。

| 審査項目   | 評価項目               | 評価割合   |
|--------|--------------------|--------|
| 企画提案書  | 紙面構成やデザイン          | ３０／１００ |
| 広告     | 広告の収入見込みや掲載計画      | ３０／１００ |
| 業務遂行能力 | 協働事業への理解度、積極性や業務実績 | ２０／１００ |
| 維持管理体制 | 実施体制や業務スケジュール      | ２０／１００ |

ア 企画提案書について（３０点満点）

（ア）子育て情報を掲載する十分なページ数が確保されているか

（イ）ページ全体の配置が情報を検索しやすいようになっているか

（ウ）文字サイズやレイアウト等、読み取りやすいデザインになっているか

イ 広告について（３０点満点）

（ア）広告の収入見込み及び掲載計画は適当か

ウ 業務遂行能力について（２０点満点）

（ア）協働事業への理解度・積極性が認められるか

（イ）同種又は類似業務の実績は十分にあるか

エ 維持管理体制について（２０点満点）

（ア）実施体制は適当か

（イ）業務スケジュールは適当か

### （４）提案者の失格

協働発行事業者として決定するまでに、提案者が次のいずれかに該当する場合には失格とする。

ア 「４ 応募資格要件」を満たさなくなった場合

イ 期限までに必要書類が提出されなかった場合

ウ 提出書類に虚偽の内容を記載した場合

エ 提案者がヒアリングに出席しない場合

オ 審査の公平性を害する行為があったと小樽市が認めた場合

カ その他委員会が不適格と認めた場合

## ８ 協定書の締結

（１）協働発行事業者として決定された者は、市と協働発行事業者に係る協定書を締結する。

（２）協定の期間は、協定締結の日から令和１０年度のガイドブックの発行日までとする。

## ９ 協働発行事業者の責務

（１）協働発行事業者は、ガイドブックの発行に関する事項（行政情報の内容に係るものを除く。）の全てについて、一切の責任を負うものとする。

- (2) 協働発行事業者は、ガイドブックへの広告等の掲載により、第三者に損害を与えた場合は、協働発行事業者又は広告主の責任及び負担において解決しなければならない。ただし、市の責めに帰す場合はその限りでない。

#### 1 0 本事業の一括委託の禁止

協働発行事業者は、本事業を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることはできない。ただし、業務の一部について、あらかじめ市が認めた場合は、この限りではない。

#### 1 1 発行の取消し

- (1) 市長は、協働発行事業者が次のいずれかに該当するときは、当該協働発行事業者の決定を取り消すことができる。
- ア 偽りその他不正の手段により、協働発行事業者の決定を受けたとき。
  - イ 市長が指定する日までにガイドブックの原稿を提出しないとき。
  - ウ 市長が指定する日までにガイドブックを納入しないとき。
  - エ 原稿修正の指示に従わないとき。
- (2) 市長は、(1)により協働発行事業者の決定を取り消したときは、協働発行事業者に決定取消通知書(様式第6号)により通知するものとする。
- (3) (1)アの事由により取消決定を受けた協働発行事業者は、既に配布及び納入したガイドブックがある場合は、市長と協議の上、速やかに対応しなければならない。
- (4) (1)による取消しで生じた協働発行事業者の損害について、市は弁償しない。

#### 1 2 企画提案に関する留意事項

- (1) 企画提案書の作成・提出及びヒアリング出席等、審査参加に要する費用は、全て提案者の負担とする。
- (2) 提出期限以後の書類の再提出、追加、差替は認めない。
- (3) 提出された提案書等は、受託者の選定以外には使用しない。
- (4) 提出された提案書等は、審査目的の範囲内で複製することがある。
- (5) 提出された提案書等は、返却しない。
- (6) 提案書に虚偽の記載を行った場合、当該提案書を無効とする。
- (7) 申込者が1者のみの場合であっても、選定委員会において提案内容の審査を実施するが、ヒアリングを省略して書類審査のみとする場合がある。なお、ヒアリング審査の有無については、令和7年10月31日(金)正午までに申込者に通知するものとする。
- (8) 提案書は、小樽市情報公開条例(平成18年市条例第52号)の規定に基づき開示請求されたときは、開示することにより当該法人又は当該事業を営む個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのあるものその他の同条例第7条各号の不開示情報を除き、開示の対象となる。ただし企画提案書等の提出及び審査期間中は、同条例第7条第3号又は第5号の規定により、開示の対象としない。
- (9) 審査において知り得た情報(周知の情報は除く。)は、当該目的以外に使用し又は

第三者に開示若しくは漏えいしてはならないものとする。

1 3 その他

ガイドブック協働発行业務に関し必要な事項については、市長が別に定めるものとする。

1 4 問合せ先及び関係書類提出先

小樽市子ども未来部子ども家庭課

〒047-0008 北海道小樽市築港1 1 番1 号ウイングベイ小樽1 番街4 階

電話 0134-32-5208

E-mail [kodomo-katei@city.otaru.lg.jp](mailto:kodomo-katei@city.otaru.lg.jp)